

未来につなぐ相続登記

相続登記をしていけば...

- ★不動産の権利関係が明確になる。
- ★相続した不動産を売却しようとしたときに、すぐに売却の手続きをすることができる。
- ★相続した不動産を担保に入れて住宅ローンを組むことができる。
- ★道路拡幅工事などの公共事業での所有者調査が円滑に進む。

相続登記をしていなければ、**様々な問題が発生するおそれ**があります。

【民法第882条】
相続は、死亡によって開始する。

相続登記をしていないと...

- 相続が2回以上重なると、誰が相続人か分からず連絡が取れない。
- 相続人調査に時間がかかる。
- 空き家を相続した所有者との交渉ができない。
- 用地買収の話がもちあがり、兄弟間で争いが生じる。
- 不動産をすぐに売却できない。
- ローンを組むときにすぐに担保に入れられない。
- 相続登記の手続費用や手数料が高額になる。

★土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。

★相続人から依頼を受けた司法書士（国家資格）は、法務局へ「相続による所有権移転」などの登記申請をすることができます。

法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html

鹿児島県司法書士会ホームページ

<http://www.shihou-kagoshima.or.jp>

鹿児島地方法務局